

原賠法の立法事実と現状の乖離について

平成30年（オ）第559号、平成30年（受）第692号 事件

原発メーカー訴訟原告団世話人共同代表 野副達司

木村 結

大久保徹夫

1. 原賠法の目的『原子力事業の健全な発達を図る』の意義は失われている

現在の原賠法の目的に『原子力事業の健全な発達を図る』ことが加えられたのは、原子力事業の黎明期であった原賠法の立法期（1967年）での保護を目的としたものである。しかし、立法期から半世紀余りを経て、国内に54基の商業用原子炉が建設され、原発メーカーが欧米の原子力企業を傘下に入れ、海外輸出を目指すまでに至っている今日に於いては、むしろ事業を過度に保護することではなく、事故などに対する社会的責任を厳正に果たす事が求められていることから、この項は本件事故以前から既に存在意義を失っている。

2. 損害賠償責任集中及び製造物責任法非適用の誤り

現在の社会では技術の発展は大いに奨励されているところであるが、技術製品が社会に適用された場合、さまざまな事故が起こり生命、健康に影響を及ぼすなどの負の側面が発生する事がある。

その際、製品の製造者はその原因究明について、①事故の状況や事故物件を精緻に調査する事によって対策を立て、②設計、製造上の変更、使用・操作上の指示変更などを行うというプロセスを経て当該製品の安全性を高めてその利便性を確保し、社会に提供していく。これは社会に適用されたすべての製品に当てはまる事実である。

しかしながら原子力発電所に於いては、この原因究明のプロセスが適用できない重大な事故がある。2011年3月に起こった福島原子力発電所の原発メルトダウン事故（以後福島事故と称す）がその一例である。

当初、そして現在でも一般的には「地震により原発の外部電源が鉄塔の倒壊によって断たれ、緊急用ディーゼル発電機が始動したが津波によって発電機が水没し更に蓄電池も水没したため、全電源喪失となり、制御不能となり原発がメルトダウンした」と考えられているが、実際は地震によって原子炉の配管に亀裂或いは破断が起き、それによって原子炉が制御を失ったのではないかとの強い疑念が生じている。

現在、この件について“新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会”において福島事故と同型の柏崎刈羽の原子炉の安全性について東京電力と原子炉技術専門家の間で福島事故の原因についての議論が続いているが、一号基原子炉配管が地震によって亀裂或いは破断が起きたのではないか確認のため当該技術委員会メンバーと東電社員による現場検証が事故後5年経った2016年2月に行われた。

しかし、現場は放射能が強く、調査できた時間は僅か20分程度であり、通常の技術製品の事故原因究明に必要な現場での数日～数ヶ月に及ぶ詳細な調査は不可能であった。

一号基で水素爆発が発生したのが原子炉建屋4階なのか5階なのかが配管に原因があるかないかの重要な分岐点であり、配管破損を示す4階での発生を裏付ける証拠が数々見つかっている。

これが事実であれば、現在原子力規制委員会が福島事故後に定めた規制基準には「地震による配管破損が原子炉制御不能の原因」に対する配管系への対策が入っておらず、今後も地震による原子炉メルトダウン事故が起こる可能性があり、その場合には日本の大部分が帰還困難地域になるなど、国土が失われるに等しい事態になる。

つまり、技術発展の一般的なプロセスが、甚大な被害を及ぼす原発事故には適用できない事を示している。

2018年6月25日

原子力規制委員会の前委員長、田中俊一氏はこれらを含めて「規制基準に適合したとしても安全とは申し上げない」と繰り返し明言している。

原発を設計、製造したのは原発メーカーである。本来このような重大事故であればあるほどメーカー、事業者による現場での時間を掛けた徹底的な原因究明措置と対策がとられるべきであるにも拘わらず、原発による重大事故ではそのプロセス適用が不可能である事を示している。

特に最終的には経済合理性の観点で安全性追求を鈍らせてしまい勝ちであるが、メーカーに対する製造物責任法非適用がそれを更に助長する。

福島事故の BWR 型マーク I 原発の設計者の一人である東芝の元原発技術者後藤政志氏自らが設計上の欠陥を意見書として提出され、それに基づき第一審第 4 回口頭弁論に提出された第 5 準備書面がその事実を明らかにしている。

元々、日本の原賠法は米国のプライス・アンダーソン法（PA 法と称する）に非常に類似して立法化されているが、オリジナルの PA 法が事業者への責任集中、製造物責任法非適用とした背景には原発黎明期のアメリカで大事故が起こった場合に、原発メーカーは多額の損害賠償金により自社が倒産することを恐れ、原発メーカーには責任が及ばないような立法措置を政府、議会に要請した結果である。そして、日本の原賠法が同様の規定を採用したことは、日本が原子力発電を米国から導入する際、その技術の提供者であった GE 社及びその意を受けた米政府からの要求と高度成長期の電力不足解消を渴望する日本政府の状況がもたらしたものである。同様に各国の原賠法は事業者への責任集中、製造物責任法非適用条項が明記されている。

福島事故の BWR 型マーク I 原発の設計者であるブライデンボー氏は自身の設計上の欠陥を自ら指摘して GE 社にマーク I 原発の市場導入をやめるよう経営者に要求したが聞き入れられず、GE 社は福島をはじめ日本、世界にマーク I 原発を販売した。

GE 社の市場導入判断の背景には、事故が起こっても自社が賠償責任を負わずに済むという目論見があった事は専門家の一致した見方である。現在日本で稼働実績がある商業用原発 54 基中 28 基がこの形式の原発である。

この事からしても、現在電力供給が十分である日本において巨大成熟産業となっている原発ビジネスを鑑みる時、甚大な事故が生じても原発メーカーがその賠償責任を一切負わずに利益だけを求め、国内及び世界に原発を販売する事は、極言すれば反社会的であると言わざるをえない。

従って現在に於いては原発事故で原発メーカーに賠償責任を負わせず、それによって過酷事故を誘発する原賠法 4 条 1 項および 3 項は、人々の尊厳ある生存を保障した憲法 13 条、25 条など、日本国憲法の諸規定に反するものであり、無効とすべきである。